

## 埼玉県立自然の博物館講師派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県立自然の博物館が学校、教育委員会、社会教育機関、20名以上で組織されたその他の団体（以下「学校等」という。）からの依頼により博物館の持つ専門的な知識や能力、資料等を広く提供することを目的として、当館職員を講師として派遣する場合の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の要件)

第2条 館長は、学校等から講師派遣の依頼がある場合において、当該依頼が次の各号のいずれにも該当するときは、職員を講師として派遣することができるものとする。

- 一 館の教育普及活動、調査研究活動又は資料の収集、整理、保管若しくは展示活動に関係するものであること。
- 二 営利を目的としたものでないこと。
- 三 学校等の所在地又は活動の拠点が原則として県内にあること。

2 前項の規定は、館の日常業務に支障がないことを前提とするものとする。

3 同一の学校等への派遣は、同一年度内において原則1回とする。

4 派遣する人数は、1回の派遣につき原則1人とする。

5 第1項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認める場合は、職員を講師として派遣することができるものとする。

(派遣申請)

第3条 学校等において講師の派遣を希望する場合は、派遣希望日の1カ月前までに派遣内容等を連絡し、2週間前までに講師派遣申請書（様式第1号）を館長に提出しなければならない。

(講師派遣の事務)

第4条 講師派遣の事務は、企画・広報担当が行う。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、館長が別に定める。

附則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和3年1月1日から施行する。